

第7回 グローアップ学習会

< 講義Ⅱ >

令和3年度報酬改定

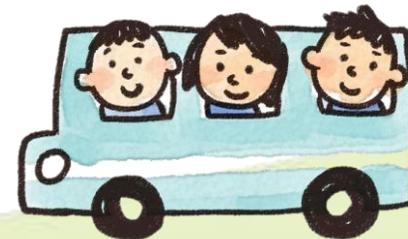
放課後等デイサービスの報酬改定について

『個別サポート加算とは？』

東区第3障がい者基幹相談支援センター

富永 愛

基本の基！



「個別サポート加算」とは？

☆令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により創設された加算

<加算の目的>

より手厚い支援を必要とする子どもへのきめ細かい支援を評価するため

<加算の種類>

- ▶ 個別サポート加算(Ⅰ)・・・ケアニーズの高い児童(著しく重度および行動上の課題のある児童)への支援について評価
- ▶ 個別サポート加算(Ⅱ)・・・虐待等の要保護児童等への支援について評価

現 行

加算	1.理学療法士等 209単位 2.児童指導員等 155単位 3.その他 91単位	児童指導員等 加配加算Ⅱ	1.理学療法士等 209単位 2.児童指導員等 155単位 3.その他 91単位	児童指導員等 加配加算Ⅰ
	1.理学療法士等 209単位 2.児童指導員等 155単位 3.その他 91単位	児童指導員等加配加算Ⅰ		
	9単位	児童指導員等配置加算	9単位	児童指導員等配置加算
基準人員	《基本報酬》 授業終了後 【1-1】 660単位 【1-2】 649単位 休業日 792単位	障害福祉サービス 経験者	《基本報酬》 授業終了後 【2-1】 612単位 【2-2】 599単位 休業日 730単位	障害福祉サービス 経験者
		保育士or児童指導員		保育士or児童指導員
		児童発達支援管理 責任者		児童発達支援管理 責任者
		管理者		管理者
区分1		区分2		

見 直 し 後

[] は対象児童数により増減

加算	100単位	①個別サポート 加算Ⅰ	①個別サポート 加算Ⅰ	①個別サポート 加算Ⅰ
	125単位	②個別サポート 加算Ⅱ	②個別サポート 加算Ⅱ	②個別サポート 加算Ⅱ
	理学療法士等 187単位	③専門的支援加算		
	1.理学療法士等 187単位 2.児童指導員等 123単位 3.その他 90単位	児童指導員等加配加算		
基準人員	《基本報酬》 授業終了後 604単位 休業日 721単位	保育士or児童指導員 ※障害福祉サービス経験者の経過措置有り(2年)		
		児童発達支援管理責任者		
		管理者		
		※区分分け廃止		

※ 単位数は障害児（重症心身障害児を除く）に対し授業終了後に指定放課後等デイサービスを行う定員10名以下の場合を記載

※ 上記図の高さは単位数とは一致しない

個別サポート加算が創設されたのはなぜ？

<背景>

●これまでの報酬区分(平成30年度報酬改定以降)

受け入れる障がい児の状態及び割合に応じて**事業所別に基本報酬を分ける**仕組み

(主に重症身障がい児を対象とする場合は別に設定)

- ▶ 区分1・・・以下のいずれかの障がい児の割合が50%以上の事業所
 - ① 食事、排泄、入浴、移動のうち、3以上の日常生活動作について全介助を必要とする者
 - ② 指標該当児の判定項目の合計が13点以上の者
- ▶ 区分2・・・区分1以外の事業所

●これまでの報酬区分の課題(抜粋)

▶ 事業所ごとの区分では…

区分2の事業所が、障がいの重い児童や障がいが軽度でも行動障がいを持つ等、対応が困難な児童を受け入れた場合でも、**50%以上に達しない限り、基本報酬上評価されない。**

▶ 質の高い支援を提供しても…

支援の結果として**子どもが発達するほど、指標該当児に適合しなくなり**、事業所の区分と報酬が下がりがねないという矛盾がある。

▶ 客観性の担保という面では…

市町村により**指標該当児の判定に差**があり、公平性に欠ける。

▶ 区分別の平均収支差率をみると…

主に重症心身障がい児を対象とする事業所よりも区分1・2の事業所の収支差率が高く、**利用者の状態の違いによるコストの差**をきめ細かく反映できていない可能性がある。

● 今回の報酬改定の論点(抜粋)

▶ 基本報酬について

支援の必要性が適切に評価される報酬の在り方について、どのように考えるか？

▶ 専門的な支援の評価について

ケアニーズの高い児童を受け入れ、専門的な支援をしている事業所の評価をどのように考えるか？

▶ 経営実態について

主に重症心身障がい児を対象とする事業所と比較して、区分1・2の事業所の収支差率が高いという指摘について、どのように考えるか？

●検討の方向性(抜粋)

▶ 報酬体系について

・現在の事業所ごとの区分1・2の体系を廃止

⇒ **共通的な基本報酬を土台**に、ケアニーズの高い障がい児を受け入れた際の**加算を充実**させ、更に支援に必要な人員配置について加算で評価していく方向としてはどうか。

・経営実態調査の結果を踏まえつつ、定員区分ごとの報酬単価を見直してはどうか。

▶ 専門性及び質の向上に向けて

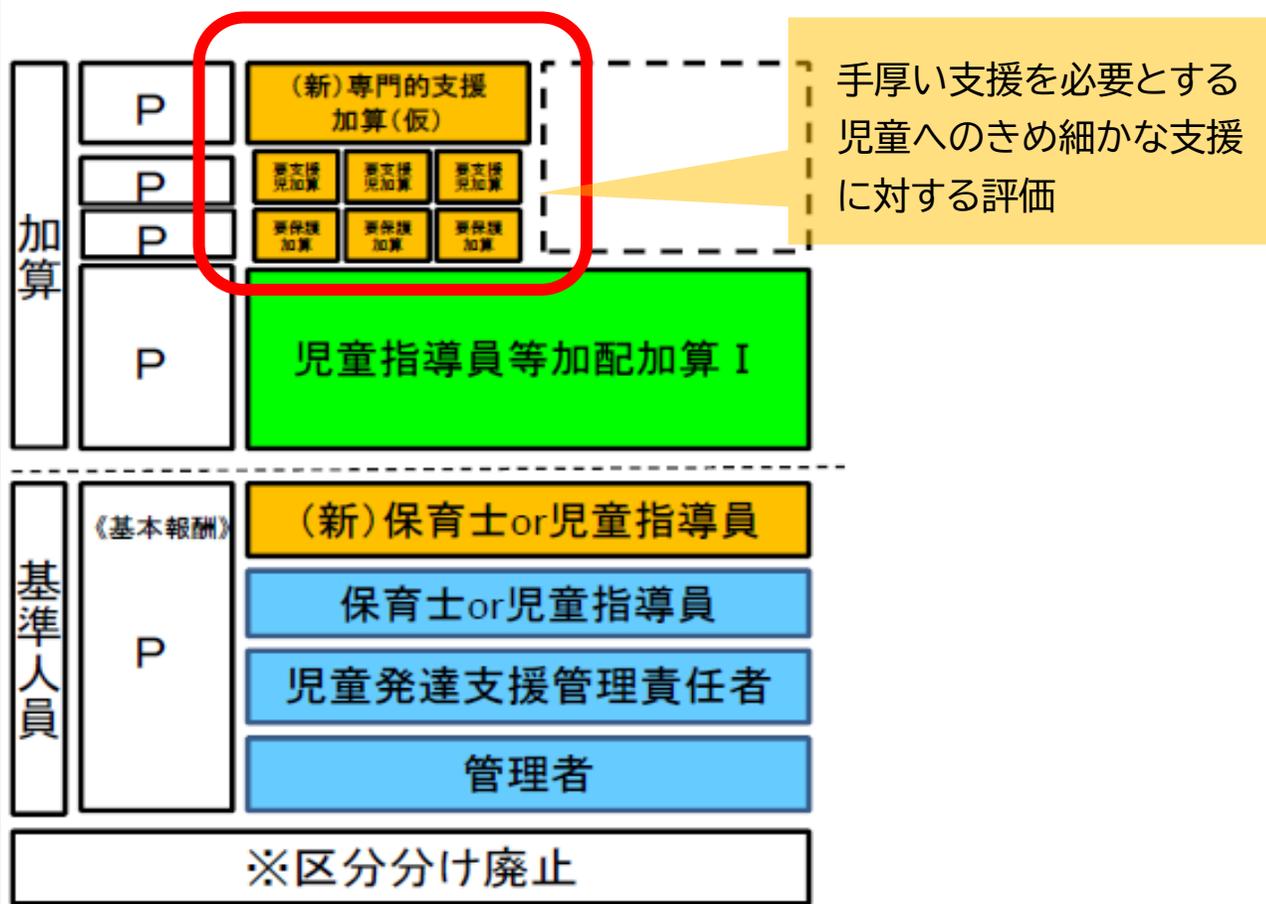
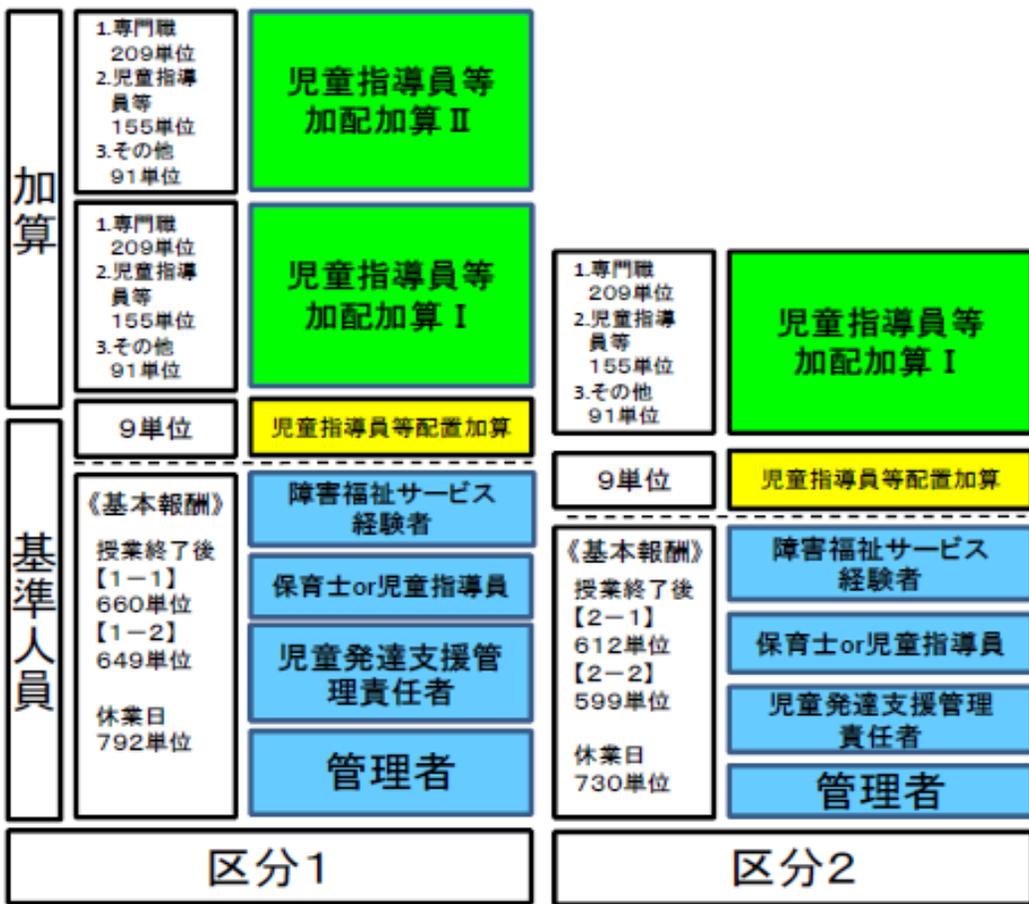
従業者の基準について、現行の「障害福祉サービス経験者」を廃止

⇒一定期間の経過措置を設けた上で、保育士・児童指導員のみ引き上げてはどうか。

現行

改定案

--- は対象児童等により増減



※単位数は障害児(重症心身障害児を除く)に対し授業終了後に指定放課後等デイサービスを行う定員10名以下の場合を記載

※上記図の高さは単位数とは一致しない

放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し

○ 放課後等デイサービスについて、現行の事業所を2区分に分けて報酬設定する方法（※1）を改め、より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かく以下の加算を算定。

① 個別サポート加算Ⅰ：ケアニーズの高い児童（著しく重度および行動上の課題のある児童）への支援を評価

② 個別サポート加算Ⅱ：虐待等の要保護児童等への支援について評価

③ 専門的支援加算：専門的支援を必要とする児童のため専門職の配置を評価（※2）

〔（※1）現行は、一定の指標に該当する障害児の数が5割以上である場合を「区分1」、5割未満を「区分2」として、基本報酬を2段階に設定
（※2）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者を常勤換算で1以上配置した場合に評価〕

○ また、支援の質を向上させるための従業者要件の見直し（障害福祉サービス経験者を廃止）を行う。（経過措置有り）

○ さらに、難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加する。

○ 基本報酬及び児童指導員等加配加算の単位数については、経営状況を踏まえ見直し。

現行		見直し後	
加算	1.理学療法士等 209単位 2.児童指導員等 155単位 3.その他 91単位	児童指導員等 加配加算Ⅱ	100単位 125単位 理学療法士等 187単位 1.理学療法士等 187単位 2.児童指導員等 123単位 3.その他 90単位
	1.理学療法士等 209単位 2.児童指導員等 155単位 3.その他 91単位	児童指導員等 加配加算Ⅰ	
基準人員	9単位	児童指導員等配置加算	③専門的支援加算
	《基本報酬》 授業終了後 【1-1】 660単位 【1-2】 649単位 休業日 792単位	障害福祉サービス 経験者 保育士or児童指導員 児童発達支援管理 責任者 管理者	児童指導員等加配加算
区分1	区分2	※区分分け廃止	



手厚い支援を必要とする児童へのきめ細かな支援
＝個別サポート加算Ⅰ・Ⅱ

※ 単位数は障害児（重症心身障害児を除く）に対し授業終了後に指定放課後等デイサービスを行う定員10名以下の場合を記載
※ 上記図の高さは単位数とは一致しない

【参考】厚生労働省 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容(R3.2.4)

個別サポート加算の対象者は？

<加算(Ⅰ)の対象となる児童の要件>

「指標該当」の児童について、「**指標該当**」から「**個別サポート加算(Ⅰ)**」に変更

- 既に持っている受給者証に「**指標該当**」の記載がある場合
⇒「**指標該当**」を「**個別サポート加算(Ⅰ)**」として取り扱い
- 令和3年4月1日以降の受給者証更新や新規申請時の調査により、対象となる場合
⇒受給者証に「**個別サポート加算(Ⅰ)**」として記載

《**check!**》 現在行われている支援に対して、新たに事業所を評価するための加算であり、今後の支援内容が変更となるものではない



<加算(Ⅱ)の対象となる児童の要件>

児童相談所や医師等の**関係機関との連携した支援**が必要な「**要支援児童等**」

●加算の算定には、次の(1)及び(2)のどちらも満たす必要がある

(1)連携先機関等と連携して支援を行うこと

⇒手厚い支援の内容を個別支援計画に記載し、支援状況等の共有を年に1回以上行う

*支援の内容は、要支援児童等やその家庭により異なるため、一律の要件は設けない

(2)通所給付決定保護者の同意を得ること

⇒報酬は保護者に対して請求するため、加算の趣旨や手厚い支援への同意を得る

*同意を得る場合、保護者の心情に十分に留意することが必要

《**check!**》 現に生じている費用を報酬上手当てするための加算であり
従来以上の新たな役割を担うことを推進するものではない



報酬改定のまとめ

- 現行の2段階の基本報酬を廃止し、共通的な基本報酬を土台として設定
- 手厚い支援を必要とする子どもへのきめ細かな支援を加算で評価
= 個別サポート加算(Ⅰ)・(Ⅱ)

皆さんの事業所の中で『支援している子どもが個別サポート加算の対象となるかも?』という場合の具体的な対応例(調査等)については、この後の高倉さんにバトンタッチします!

ありがとうございました!

